

横浜地方裁判所委員会（第8回）議事概要

1 日時

平成18年5月23日（水）午後2時～午後4時30分

2 場所

横浜地方裁判所大会議室

3 出席者

【委員長】浅生重機，【委員】岩田好二，惠崎和則，大久保智子，後藤ヨシ子，佐々木勲，佐々木善三，佐藤克洋，鈴木由美，竹内正顯，中村行宏，平原史樹，松尾昭一，山田直子（五十音順，敬称略）

（加藤隆委員は欠席）

（事務担当者）

横浜地方裁判所北澤章功裁判官，同菊池洋一裁判官，同事務局長，同民事首席書記官，同刑事首席書記官，同総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務第一係長

4 テーマ〈民事裁判の充実，迅速について〉

5 議事

(1) 委員長あいさつ

(2) 新任委員（惠崎和則）自己紹介

(3) オブザーバーの参加について

北澤章功裁判官および菊池洋一裁判官がオブザーバーとして参加することの承認を得た。

(4) 民事裁判の審理充実，迅速について取組状況説明

ア 岩田委員から裁判訴訟の審理充実と迅速化への取組状況について説明

イ 北澤裁判官から建築（瑕疵損害賠償）訴訟における審理充実と迅速化への取組状況について説明

ウ 菊池裁判官から労働審判手続について説明

エ 惠崎委員から弁護士からの充実と迅速化への取組状況について説明

(5) 労働審判廷および評議室見学

(6) テーマについて（発言 ■委員長 ○委員）

■ 昔、裁判が長期にわたっていた時代があった。急ぐ事件もあるし、時間をかけてもいい裁判もあるが、昭和48年頃は、ほとんどの事件が長くかかってしまい、急ぐ方の要望に裁判所が応えられなかったという問題があったと思う。

今は、急ぐ方の事件については、それなりに迅速な裁判が提供できるということで正常化していると思うが、満足 of いくものか、ご意見をいただきたい。

○ 私のような事業経営者にとって重要なのは経済効果である。平成9年頃に裁判をしたことがあるが、迅速で、結果も満足 of いくものであった。

裁判の迅速化については、弁護士の事件の運び方と裁判所のスケジュールによるところがあって、私は運が良かったと思う。

パートやアルバイトが辞めるとき、労働基準監督署に訴えられることがある。そのため私は雇用関係の書類を絶えずチェックして、いつでも証拠として出せるようにしている。労働基準監督署から呼び出しがあった際は、弁護士ではなく、総務の社員が行って説明し、簡単に1回の話し合いで終わっている。

また、20年前は、組合活動が盛んで、労働関係専門の弁護士に依頼して、裁判の前に解決したこともあった。

労働審判制度が4月から始まったことは知らなかった。先ほど説明を聴いて、時代の流れを認識して迅速な制度という良い方向に進んでいると思った。

○ 民事事件の場合、簡易裁判所の存在が重要ではないかと思うが、横浜地

方裁判所管内の簡易裁判所の受理件数、処理件数はどうか。職員の配置などは適正か。

- 管内には11の簡易裁判所が配置されている。一番事件数が多いのは神奈川簡易裁判所である。同簡易裁判所の管内人口は約120万人であり、おそらく全国の県レベルでも中程度の人口である。鳥取県や島根県という人口数十万人という県の2つ分位の人口を抱えている。横浜地方裁判所管内の簡易裁判所は、管内人口の面では、大簡易裁判所がずらりと並んでいる。

人的組織面では、神奈川簡易裁判所及び次に大きい川崎簡易裁判所は、簡易裁判所判事を3名配置しているが、神奈川簡易裁判所では管内人口が増加していて、忙しい状況である。

大簡易裁判所は、人的組織面を更に充実していかなければならないと思う。先ほど、恵崎委員から調停官のお話をさせていただいたが、恵崎委員が調停官になられた横浜簡易裁判所には今年も調停官にお出でいただく予定である。川崎簡易裁判所にも調停官1名に来ていただく予定であり、更に充実していくことを期待している。

事件数がいろいろな事情で大きく変化するのが簡易裁判所の特徴である。管内に消費者金融関係の事務所があると、事務所関係の申立てが来る、業者が移転すると事件も一緒に連れて行かれるという現象が起こる。それぞれの簡易裁判所には、いろいろな事情の変化で仕事の繁閑がある。

- 簡易裁判所の事件処理について時間がかかったり、事件がたまったりということはあるか。

- 民事訴訟の中で、消費者金融に関わる事件という大きな塊がある。それ以外に、一般市民間の事件、例えばお隣同士の争いなどがある。他に、少額な物損の交通事故事件などがある。

金融関係事件はそんなに長期間かからず、概ね迅速に処理される。

市民間の事件は中身次第である。かなり難しい事件もあり，裁判官として当然に時間をかけなくてはならないものもある。時間がかかるから迅速でないとは言えない。

少額訴訟手続きが設けられ，世間にも知られてきて，申立件数も増えてきたが，この中には複雑で解決困難なものもある。少額訴訟は非常に短期間で結論が出ると宣伝しているが，迅速にとはいかない事件もある。

簡易裁判所で事件がたまり，長期化して問題だという声は聞こえてきてはいない。

- 訴額が140万円に引き上げられて，かなりの事件が簡易裁判所にくるようになった。弁護士の経験としては，少額であっても解決が難しいものもある。サラ金からの債務整理をしていると，1社のサラ金と5～10年取引していると，過払いになっていることが多い。それらはだいたい簡易裁判所の事件になるが，法律問題が絡むので，私は弁護士費用や慰謝料を加えて，なるべく地方裁判所での処理を選択してしまう。

簡易裁判所は事件数が多いし，様々な理由で地方裁判所の方が法律的に困難な事件の解決が早いと思う。

弁護士の立場では，今の簡易裁判所は圧倒的に物的，人的な体制が遅れていると思う。ドイツでは隣人訴訟と言われるものが多いが，日本の簡裁は，事件が渋滞していて，利用しにくい。

弁護士も忙しくて手をこまねいているところがあるのは事実である。今後3000人体制になれば違ってくるのかもしれないが，今は，弁護士費用をペイしないと断ることもある。しかし，額が少なくても裁判をしたい人はいる。県の法律相談をしていると，そういう人に手が差し伸べられていないという印象を受ける。

- 簡易裁判所ができてから60年以上経つ。費用も安く，幅広く沢山の救済をするのが簡易裁判所の使命である。調停は，多いときは全国で年間6

0万件あり、訴訟の5～6倍の件数を処理してきた。

薄く広くの救済ではある程度の実績をあげてきたと思う。更に研究して、充実させなければいけないと思う。

先ほど、地方裁判所の説明で、専門家に加わってもらい、裁判の内容を向上化させたいという、裁判官からの話があり、恵崎委員からは調停官の話があったように、専門家を入れて協力して処理するなど工夫してきた。恵崎委員から更に充実させるべきというご指摘をいただいたが、この点についてご意見をいただきたい。

- 法律では証拠、私たちはデータと言うが、その申請について、法律家の姿勢と専門家委員の姿勢とは違うのか。普通の人々のデータに対する姿勢は裁判所の姿勢とかなり違うと思う。主張と証拠を全てさらけ出して並べてみるのが普通だと思うが、裁判では主張と証拠を小出しにして都合の悪いものを出さないのではないか。

- 民事裁判では、当事者それぞれが有利なものを求めて行動する。有利なものをなるべく強調して不利なものは使わないということは当然ある。裁判ではそういうことがあるという前提で行っている。

専門家委員に協力していただくときは、証拠として出てきたものについて検討していただき、専門的知識に基づいた助言をしていただく。そして、もっとこういう証拠があると思われるから調査していただけませんかと当事者に促すことで、より納得できる結論に結びつくような審理ができるのではないかと思う。

裁判所、専門家委員および弁護士の協力というのは、当事者双方の立場をたてながら、しかも中身を充実させるという大きな効果があがっていると思う。

- 争点整理という新しい手続きも出てきたが、民事裁判では、裁判官の権限で証拠を追加できるのか。

- 証拠を法廷に出すのは当事者の権限である。裁判官は、こういう証拠はありませんか、調べていただけないかと当事者の活動を促すという立場である。裁判官が警察の捜査官のように証拠を押さえてくるということはない。

争点整理は互いの主張を充分に出し、そこで食い違いの中身を裁判官がよく理解しようと、背景にはどんな事実があるのかと質問したりして、争いの中心点をより深く検討する作業である。それをするとお互いの言い分が食い違っていても、それほど心配することはない。

裁判の過程で主張や証拠の意味がよりはっきりわかってくる。それをより徹底してやろうというのが争点整理である。それをすると裁判官は、この裁判はこういうふうな解決が見つかるかもしれないと、かなりの見通しが立つ。いつ頃証人に来ていただけるから、いつ頃解決が見つかるのではという見通しが立ってくる。そういう効用がある。争点整理をする前は、どういふふうな結論が出るか、いつ頃結論が出るか、なかなか見えてこない裁判だった。

- 私は県で法律相談もしているが、県でも民活ということでNPOと連携しながら解決を図っている。これまでの説明を聴いて、裁判所でも新たに調停官や専門委員などが設けられたり、少額訴訟や労働審判などの制度が設けられ、司法の市民化、裁判の迅速化につながったと理解した。

アクセスし易く、迅速になり、みんなにわかる形で争点整理されるようになり、とてもいいと思った。まだまだ問題も沢山あるかと思うが、研究や宣伝を進めて、充実して欲しい。

- 調停は基本的には簡易裁判所で扱う。両当事者の合意があると地方裁判所で行うこともできるが、地方裁判所で扱う調停のほとんどは、訴訟を中断して調停に付すという手続きである。調停は圧倒的に簡易裁判所で行われる。

私は30年以上裁判官をしているが、最初は事実認識は法律家でもできるのではないかと思っていた。しかし、社会が複雑化すると、専門の知識がないと事実認識自体が不可能だと思うようになった。いろいろな分野のことについて正確な事実認識をしなければならないので、専門家の援助がなければ適正な裁判はできないと考えるようになった。

私は地方裁判所で調停を担当しているが、当事者の方に、例えば4回先には調停案を提示しますと言うようにして、いつ終わる予定か判るようにしている。労働審判と似たやり方である。訴訟では裁判官の知識を補う専門委員の制度があるが、調停では調停委員として専門家に入っただいている。専門家の援助をお願いしたいといろいろな形で努力している。

- 裁判所に申し立てられる事件の中身は非常に高度化し、一般常識だけでは結論が出る状況ではなく、専門委員の助言が必要である。

現在、建築訴訟では建築士の助言を非常にスムーズに得られているが、医療関係訴訟では難しいところがある。当事者と医師との対立が激しく、医師に対する激しい不信感がある。そのような訴訟の場で医師の方に専門委員として意見を言ってもらっても、医師でない当事者はなかなか納得がいかない。信頼のないところでは、専門委員もそれほど円滑に機能するものではない。偏った意見ではない公正な意見で納得のいく解決ができ、満足してもらえる裁判を積み重ねていけば信頼も増して、専門家の意見を大いに活用できるようになるだろう。医療関係訴訟では慎重に配慮して専門委員の意見をいただいている状況である。

- 調停委員として医師に参加してもらうのではなく、訴訟で医師の意見をもらうということは知らなかった。
- 裁判官は医学的な知識がないので専門委員に補充してもらおうという位置づけである。医療機関側と患者側の対立構造なので、医師である専門委員に公正な第三者として意見が言えるのかという見解が根強くある。しかし、

私は、立場が違う公正な第三者として説明してもらうことにより訴訟が少しでも円滑に進むのではないかと思う。意見ではなく、医学的知識を説明をしてもらう、医学的知識を補充してもらうという構造である。

横浜地方裁判所は日本一、専門委員に来ていただいている裁判所だと思う。横浜地方裁判所の5倍位の規模の東京地方裁判所とそんなに件数が変わらない位である。

- 医療関係訴訟では、医師同士の対立がある。脳外科の最先端の専門家の人数は一桁程度だが、その中でも更に対立があったりする。専門委員という制度には馴染まないのではないか、工夫しても難しいのではないかと思う。いきなり鑑定を求めざるを得ないのではないかと思う。

建築訴訟はうまくいく可能性が高いし、実績もあがっていると思う。

- 専門委員が裁判に入るメリットは、裁判所のみならず、当事者にとっても納得の得られるプロセスとして必要だと思う。今後も進めて欲しい。

また労働審判制度の説明もとても勉強になった。私は以前、男女共同参画関係の仕事をしていたが、横浜市には、性別で差別を受けた方の相談を受け付け、市長が要請や指導をする制度がある。その相談の多くが労働関係の問題である。労働基準監督署に申し出ても埒があかないが、裁判まではしたくない、和解の方向で調整したいということで利用する人が多い。

労働審判の制度ができてとてもありがたい。早速、戻ってアピールしたい。

私たちは1件の相談でも、資料集めや申出者の心の納得の得られる期間として1年以上かかってしまう。裁判の期間を短縮化していくことと、当事者の気持ちの折り合いをつけることとの配慮が必要かもしれないと思う。

制度を充実させるとコストがかかるかと思う。横浜市は中田市長になり常にコスト意識をもつようになっている。税金のみの運営ではないかと思

うが、適正な受益者負担も、国民から広く納得が得られるという点では重要な視点ではないかと思う。

- 民事裁判では訴え手数料をもらっている。訴訟で求める経済的利益を基に、その何パーセントという計算方法で手数料額を定める。

私は以前に民事訴訟の手数料制度改正の担当者であったが、当時の大蔵省から一つの事件を処理するのにどの位の費用がかかるのか、コスト計算して持ってくるように言われて、荒っぽい計算をして持って行った記憶がある。申立手数料をもらっても、とてもとても引き合わないだけの経費がかかっている。

今のところ、日本の裁判制度は申立てをする人を国民の負担で援助している。世界的に見ると、先進国になるほど受益者負担の求め方は少なくなる。申立て手数料は安くして、しかし経費は沢山かかるというのがほとんどの先進国の実状である。その点で、日本は先進国的であると言える。

- 公の負担が大原則である。それができない国はありえない。受益者負担の大半は申し訳ないが、私たち弁護士の報酬である。法律支援センターの拡充が大切と思う。

裁判になるというのは、交通事故に遭う、病気になるのと同じようなものであり、最悪以外の何でもないから、そういうときに皆で助けてあげる、税金でやるべきことだと思う。私は受益者負担を重くすることは考えられない。

弁護士費用はもっと安くする努力が必要と思う。

- 私は裁判に関わった経験がないが、家を建てるのは一生に一度のことなので、欠陥住宅だったりしたら一生引きずる問題である。また設計者側から見ればクライアント側の問題もあると思う。第三者である建築家が専門委員などとして参加して裁判が迅速に進むのはとてもいいことだと思う。
- 次回のテーマには、本日説明があった建築訴訟や労働審判についても乗

せてほしい。

- 委員会の開催が年に2回では、意見を言う機会としては少ない。準備会などを作って更に充実させてはどうか。

(7) 委員長の再任について

平成18年9月に委員長の委員としての任期が満了し、再任された際には、委員長となることの承認を得た。

(8) 次回期日

平成18年11月21日（火）午後2時から午後4時まで（大会議室）

(9) 次回のテーマ

「裁判員制度の実現に向けての取組状況と今後の課題について」

以上